

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第11号

令和8年第2回（6月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年7月3日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和8年7月10日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和8年第2回（6月）定例会 会期 7月10日 1日間

応招議員（12名）

1 番	秦	邦	雄	議員	2 番	鈴	木	貴	美	子	議員	
3 番	中	山	廣	子	議員	4 番	関	根	守	男	議員	
5 番	斎	藤	信	治	議員	6 番	近	藤	純	枝	議員	
7 番	石	渡	征	浩	議員	8 番	勝	浦		敦	議員	
9 番	深	田	康	孝	議員	1 0 番	浜	口	清	志	議員	
1 1 番	松	本	栄	一	議員	1 2 番	黒	須	大	一	郎	議員

不応招議員（なし）

令和８年第２回（６月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和８年７月１０日（金曜日）

議 事 日 程（第１号）

- １ 開 会
- ２ 開 議
- ３ 議席の指定
- ４ 会議録署名議員の指名
- ５ 会期の決定
- ６ 諸報告
- ７ 管理者提出議案の報告並びに上程
- ８ 議案第４号～議案第７号の一括上程
- ９ 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- １０ 議案第４号の内容説明
- １１ 議案第４号に対する質疑
- １２ 討 論
- １３ 採 決
- １４ 議案第５号の内容説明
- １５ 議案第５号に対する質疑
- １６ 討 論
- １７ 採 決
- １８ 議案第６号の内容説明
- １９ 議案第６号に対する質疑
- ２０ 討 論
- ２１ 採 決
- ２２ 議案第７号の内容説明
- ２３ 議案第７号に対する質疑
- ２４ 討 論
- ２５ 採 決
- ２６ 副管理者の挨拶
- ２７ 閉 会

午前 9 時 0 0 分開会

出席議員（12 名）

1 番	秦	邦	雄	議員	2 番	鈴	木	貴	美	子	議員	
3 番	中	山	廣	子	議員	4 番	関	根	守	男	議員	
5 番	斎	藤	信	治	議員	6 番	近	藤	純	枝	議員	
7 番	石	渡	征	浩	議員	8 番	勝	浦		敦	議員	
9 番	深	田	康	孝	議員	10 番	浜	口	清	志	議員	
11 番	松	本	栄	一	議員	12 番	黒	須	大	一	郎	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

山	口	京	子	管	理	者	藤	井	栄	一	郎	副	管	理	者
柴	田	賢	次	会	計	者	片	岡		司	事	務	局	長	
安	野	敏	幸	庶	務	課	大	矢	周	治	廃	棄	物	長	
				兼	会	計					対	策	課		
				室		長									
中	野	泰	孝	施	設	管	山	本	忠	史	蓮	田	市	り	
				課		理					み	ど	環	境	課
						長									
本	村	剛	士	白	岡	市									
				環	境	課									
						長									

事務局職員出席者

書	記	二	俣	正	和	書	記	長	谷	川		淳
書	記	塚	越		忍	書	記	加	藤	誠		也
書	記	豊	田	大	樹							

◇

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○黒須大一郎議長 それでは、始めさせていただきます。着座で失礼いたします。令和8年第2回組合議会のご案内を申し上げたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○黒須大一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議席の指定

○黒須大一郎議長 日程第1、議席の指定を行います。

蓮田市側選出議員1名が欠員となり、蓮田市議会より、6月16日付をもってその後任者として秦邦雄議員を選出することに報告がありました。

秦邦雄議員の議席の指定を行います。

会議規則第5条第2項の規定に基づき、議長において秦邦雄議員の議席を1番と指定いたします。

ここで、秦邦雄議員のご挨拶をお願いいたします。

○1番 秦 邦雄議員 ご紹介いただきました蓮田市議会議員の秦邦雄でございます。武藤康史前議員の残りの期間、任期を一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒須大一郎議長 ありがとうございました。

◇

◎会議録署名議員の指名

○黒須大一郎議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

10番 浜 口 清 志 議員

11番 松 本 栄 一 議員
を指名いたします。



◎会期の決定

○黒須大一郎議長 日程第3、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日7月10日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。



◎諸報告

○黒須大一郎議長 日程第4、諸報告をいたします。

最初に、先般蓮田市と白岡市の両市長において、当組合の管理者選任の話合いが行われましたので、その協議結果について管理者から報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆様、改めましておはようございます。議長さんのお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

本日は、令和8年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの蓮田市長選挙におきまして、多くの市民の皆様からご信任を賜り、引き続き市政運営の重責を担わせていただくことになりました。市民の皆様から寄せられた負託にお答えできるように全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご報告をさせていただきます。蓮田白岡衛生組合同約第8条第2項において、管理者及び副管理者は、関係市の長の協議により、そのうちからそれぞれこれを定めることとなっております。この規定に基づきまして、去る5月28日、衛生組合内におきまして、白岡市の藤井市長さんと協議をした結果、衛生組合の管理者を引き受けることになりました。

今後とも副管理者、白岡市の藤井市長さん共々衛生組合の運営に一生懸命尽力をしてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 次に、本定例会の説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○黒須大一郎議長 日程第5、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

片岡事務局長。

〔事務局長朗読〕

○黒須大一郎議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎議案第4号～議案第7号の一括上程

○黒須大一郎議長 議案第4号から議案第7号を本定例会に上程いたします。

_____ ◇ _____

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○黒須大一郎議長 日程第6、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

ご審議を賜ります案件は、人事案件2件、条例関係1件、契約議決1件でございます。

初めに、議案第4号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。当組合の監査委員である小林猛氏の任期が満了となるため、再び同氏を監査委員に選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものであります。

次に、議案第5号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきましては、当組合の公平委員会委員である金子勇二氏の任期が満了となるため、再び同氏を公平委員会委員に選任することにつ

いて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、提案するものでございます。

次に、議案第6号 蓮田白岡衛生組合公告式条例等の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえた書面掲示規制の見直しの推進による関係条例の整備をするため、提案するものでございます。

次に、議案第7号 蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）基幹的設備改良工事請負契約の締結につきましては、長寿命化総合計画等に基づき、ごみ焼却施設の延命化を図るための工事として、基幹的設備改良工事を行うものでございます。

去る令和8年5月26日に一般競争入札を行い、落札者が決定し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご同意、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提出議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、6件の行政報告をさせていただきます。初めに、広報媒体の見直し及び情報発信の強化についてご報告いたします。蓮田白岡衛生組合では、ごみ処理やりサイクル、環境保全に関する情報を分かりやすくお伝えし、市民の皆様との理解と協力の促進を図ることを目的として環境センターだよりを発行しているほか、ホームページやごみ分別アプリを活用した情報発信に努めてまいりました。

近年情報発信手段の多様化が進む中、市民の皆様へより迅速かつきめ細やかな情報提供を行うことが求められております。こうした状況を踏まえ、令和8年6月より、ホームページやごみ分別アプリによる情報発信に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のデジタル媒体を積極的に活用し、施設の運営状況や各種のお知らせ、環境啓発に関する情報等をより迅速かつ継続的に発信することといたしました。また、広報媒体ごとの到達性や即時性、情報発信の効果等を総合的に検討した結果、令和8年度より環境センターだよりの発行回数を年3回から年2回へ見直しすることといたしました。

今後は、紙媒体である環境センターだよりとデジタル媒体を効果的に組み合わせることにより、情報発信の適時性及び頻度の向上を図り、市民の皆様にとって分かりやすい情報発信に努めてまいります。今後も、多様な広報手段を効果的に活用し、市民の皆様への情報提供体制の充実と組合事業への理解促進に努めてまいります。

次に、蓮田白岡衛生組合一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についてご報告いたします。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく蓮田白岡衛生組合の一般廃棄物行政における施策方針等を示す最上位の計画として位置づけられているものですが、このたび令和7年度の点検・評価結果を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告をいたします。

本計画には、3つの進行管理目標があり、1点目のごみの減量化目標では、1人1日当たりのご

み排出量の予測値752グラムに対して実績値は694グラムとなり、予測値を58グラム下回ったものでございます。この主な要因は、物価高騰による節約志向や食品ロス削減への意識の高まりなどを背景に、一般家庭から排出される燃えるごみの収集量及び事業系ごみの搬入量が減少したものと考えられます。

2点目のごみの資源化目標では、廃棄物からの資源化率の予測値24.8%に対して実績値は25.1%となり、予測値を0.3ポイント上回ったものでございます。この主な要因は、剪定枝の資源化量が約17トン増加したことに加え、ペットボトル等の資源化量が約8トン増えたことによるものでございます。

3点目の埋立処分量の削減目標では、予測値715トンに対して実績値は718トンとなり、予測値を3トン上回ったものでございます。この主な要因は、セメント資源化施設の設備故障に伴い、焼却灰の埋立処分量が増加したものでございます。本計画の目標達成に向けた具体的な施策の取組状況につきましては別紙に添付しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

今後も、廃棄物処理事業を安定的に継続するとともに、本計画に定められた進行管理目標の達成に向けた取組を推進してまいります。

次に、中東情勢を受けた指定ごみ袋の対応についてご報告をいたします。中東情勢の影響を受け、一部の自治体では消費者による購入量の増加等により、指定ごみ袋が店頭で品薄となり、消費者の混乱を回避するため、時限的に指定ごみ袋以外での使用を認めるなど、柔軟な対応をせざるを得ない状況にあります。当組合の指定ごみ袋の製作者者に確認したところ、例年どおりの製作数であれば、指定ごみ袋の安定供給に必要な原材料は確保されており、直ちに供給に支障が生じる状況ではありませんが、4月及び5月の発注量が前年を大きく上回っており、今後も同様の状況が続いた場合、供給に影響が生じる可能性があることから、市民の皆様には組合のホームページ、ごみ分別アプリを通じて、冷静な対応をしていただきますようお願いしたところでございます。

また、全国的なごみ袋の需要増の影響により、原材料価格の高騰に加え、販売店への輸送に係る燃料費など、現契約単価は令和6年12月6日に締結されたものであることから、社会情勢の影響を鑑み、価格改定の申出に応じ、別紙のとおり契約単価の変更契約を行いましたので、ご報告をいたします。なお、単価の見直しに係る財源につきましては、本年度の清掃総務費における執行見込みのついた不用額等を流用することで対応させていただきました。

指定ごみ袋は、市民生活において必要不可欠なものですので、今後も指定ごみ袋の安定供給を継続するため、社会情勢や原材料価格の動向に引き続き注視し、適切に対応することにより、市民の皆様が安心してごみ出しをしていただける環境の維持に努めてまいります。

次に、蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会の答申についてご報告をいたします。当組合では、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について審議いただくための諮問機関として、廃棄物減量等推進審議会を設置しております。このたび令和6年7月に本審議会へ諮問した有料指

定ごみ袋の見直しについて、別添のとおり答申をいただきましたので、ご報告をいたします。

本審議会では、導入から25年が経過し、社会情勢や生活様式の変化により、現行の20リットルよりも小さな指定ごみ袋の導入や袋の形状、種類、材質のほか、販売店への手数料など、有料指定ごみ袋の在り方について2年にわたり慎重にご審議をいただいたところでございます。答申の概要といたしましては、市民の利便性向上の観点から、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の2種類の袋の統一化を図り、取っ手つきに形状を見直すとともに、新たに10リットルの袋を追加すること、材質では二酸化炭素排出量を削減するためバイオマス素材の導入を検討すること、販売店の手数料については販売店の負担等を総合的に勘案し、現状の定額制から定率制へ変更することが要望されております。

また、有料指定ごみ袋の手数料につきましては、市民負担を十分配慮するとともに、制度の趣旨や公平性の観点から丁寧な周知、説明を行い、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、1リットル当たりの単価設定への見直しが求められているところでございます。導入時期につきましては、令和9年度または10年度が適切とされているところでございますが、このたびの中東情勢を受けて、袋の原料価格の高騰や原材料の不足等が懸念されている状況であることから、本答申の内容の実現に向けて、市民生活や事業者への影響等に配慮しながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふれあい収集の実施状況及び体制見直しについてご報告をいたします。ふれあい収集事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象として、平成24年10月から週1回ごみの戸別収集と併せて安否確認を実施するなど、高齢者等への福祉事業でございます。開始当初の利用件数は10件でしたが、高齢化の影響により年々増加傾向にあり、令和8年6月1日時点で235件まで増加するなど、当該事業の必要性は一層高まっているところでございます。

当組合では、作業の効率化を図るため、令和3年度までは蓮田市と白岡市に分けた火曜日と木曜日の週2日体制でしたが、令和4年度以降はJ R 宇都宮線を境とした東西に地区割りを変更するなど、適宜見直しを行ってまいりました。一方で、近年J R 宇都宮線西側地区における利用件数が著しく増加したことにより、収集時間に偏りが生じるなど、収集作業員の負担軽減等が課題になっております。このため令和8年4月から、元荒川を境界とする地区割りに見直しをするとともに、新たに水曜日を収集日に追加し、火曜日をJ R 宇都宮線西側のうち元荒川西側の地域、水曜日を同じくJ R 宇都宮線西側のうち元荒川東側の地域、木曜日をJ R 宇都宮線東側とする週3日体制へ変更したことをご報告させていただきます。

今後も、利用件数の増加等により収集作業に影響が見込まれる場合には、週4日体制へ変更することも視野に入れて検討するとともに、本事業が福祉に寄与する重要な取組であることを踏まえ、利用者の期待に応えるべく、関係各課やケアマネジャー等と連携を図り、適切な事業継続に努めてまいります。

次に、し尿処理施設整備基本構想の策定についてご報告いたします。当組合のし尿処理施設は、行政区域内から発生する浄化槽汚泥等について、水処理は生物処理等を行った後、元荒川へ放流、汚泥処理は外部委託により資源化及び焼却処分しておりますが、竣工から24年が経過しており、老朽化が顕著なことから、令和3年2月に策定したし尿処理施設長寿命化計画では、令和13年度から14年度にかけて既存施設の基幹的設備改良工事を実施し、既存施設の長寿命化を図る計画となっております。

一方で、白岡市の公共下水整備計画におきまして、令和7年度から8年度に白岡工業団地内で公共下水道の污水幹線工事を実施し、令和9年度以降に順次污水支線工事が計画をされており、当組合入り口付近まで公共下水道の配管が布設される予定であることから、し尿処理施設の整備方針に公共下水道放流方式による広域処理という選択肢が加わることになりました。このことを受け、当組合では令和7年度にし尿処理施設整備基本構想策定業務委託を発注し、既存施設の基幹的設備改良工事のほか、下水道放流方式における整備手法及び汚泥の資源化方式について、全体計画や概算資金計画を含めた詳細な調査等を行い、安定したし尿処理を継続するための整備方針として、し尿処理施設整備基本構想を策定いたしましたので、ご報告をいたします。

本基本構想の策定に当たりましては、構成市の財政担当課、環境担当課及び下水道担当課を含めた委員会を設置し、経済性、環境性、事業の円滑性並びに安定処理の継続性などの観点から慎重に検討を重ねてまいりました。去る令和8年2月12日に開催した委員会において最終評価を行ったところ、水処理についてはし尿等を脱水した後、汚水を希釈して公共下水道へ放流する方式、汚泥処理については既存のごみ焼却施設の助燃材として活用するための方式により整備をすることが、ライフサイクルコストの低減を図る観点などから最も優位であるとの結論に至りました。

なお、本基本構想は、既存施設を15年間延命化することを主たる目的としており、主要機械設備及び電気設備の更新に加え、各貯留槽の防食工事など大規模な改修工事となりますが、今年度ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に着手する計画があり、多額の費用を要することから、し尿処理施設整備基本構想に示された施設整備方針の実現に向け、事業スケジュール等について両市の関係各課と調整を図りながら、慎重に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○黒須大一郎議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第4号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第7、議案第4号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任についての件を議題と

いたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 議長のお許しをいただきましたので、議案第4号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任につきまして内容説明をさせていただきます。

当組合の監査委員である小林猛氏の任期が、令和8年7月10日をもって満了となるため、再び同氏を監査委員に選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案をするものであります。

小林猛氏の経歴につきましては、配付させていただきました略歴のとおりでございます。同氏は、同組合の監査委員を1期4年間務められているほか、蓮田市の監査委員も務められておりまして、識見を兼ね備え、適任でございますので、議会のご同意を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第4号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。



◎議案第5号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第8、議案第5号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 黒須議長さんのお許しをいただきましたので、議案第5号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきまして、内容説明をさせていただきます。

当組合の公平委員会委員である金子勇二氏の任期が、令和8年7月10日をもって満了となるため、再び同氏を公平委員会委員に選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案するものであります。

金子勇二氏の経歴につきましては、配付させていただきました略歴のとおりでございます。同氏は、当組合の公平委員会委員を1期4年間務められているほか、白岡市の公平委員会委員も務められておりますので、識見を兼ね備え、適任でございます。議会のご同意を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第5号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第5号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。



◎議案第6号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第9、議案第6号 蓮田白岡衛生組合公告式条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

片岡事務局長。

○片岡 司事務局長 それでは、議案第6号 蓮田白岡衛生組合公告式条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案第6号の最終ページに添付してございます蓮田白岡衛生組合公告式条例等の一部を改正する条例の概要をご覧いただきたいと存じます。今回の改正は、デジタル社会形成推進法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえた書面掲示規制の見直しの推進による関係条例の整備をするため提案するものでございます。

次に、2の内容でございますが、公告式条例における条例及び規則の公布、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、財政事情の作成及び公表に関する条例並びに監査委員に関する条例における公布及び公表に際し、これまで組合及び両市の掲示場にて掲示していましたが、組合ホームページに掲載する方法に改めるものです。

また、行政手続条例につきましては、不利益処分をしようとする名宛人の所在が判明しない場合の通知の方法について、組合掲示場への掲示のみであったものを、組合ホームページへの掲載などにより不特定多数が閲覧できる状態に置くとともに、組合掲示場での掲示、または事務所に設置した電子計算機の画面上に表示したものを閲覧可能な状態に置くことで行えるよう改めるものです。

3の施行期日につきましては、令和9年1月1日から施行するものでございます。ただし、この条例による改正後の行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定は施行日以降に適用し、同日前にした公示の方法による通知については、従前の例によるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第6号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深田議員。

○9番 深田康孝議員 おはようございます。お世話になります。

事務所に設置したとありますけれども、この事務所に設置というのは具体的にどちらのほうに設置するのでしょうか。

○黒須大一郎議長 安野庶務課長。

○安野敏幸庶務課長兼会計室長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

事務所の窓口、主にこちらの管理棟内に置きますパソコン等につきまして、窓口にて対応させていただいて、閲覧可能な状態に対応する形になります。

以上です。

○黒須大一郎議長 深田議員。

○9番 深田康孝議員 そうしますと、事務所のカウンターに常時パソコンが置いてあるということですか。

○黒須大一郎議長 安野庶務課長。

○安野敏幸庶務課長兼会計室長 閲覧可能な方がお見えになった際に、その都度対応させていただくというような形で考えております。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第6号 蓮田白岡衛生組合公告式条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 7 号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第10、議案第 7 号 蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）基幹的設備改良工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

片岡事務局長。

○片岡 司事務局長 それでは、議案第 7 号 蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）基幹的設備改良工事請負契約の締結につきまして内容説明させていただきます。

本議案は、令和 5 年 6 月策定の蓮田白岡衛生組合ごみ処理施設整備基本構想に基づき、ごみ焼却施設について令和31年度までの延命化を図るための工事として、基幹的設備改良工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。

工事名は、蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）基幹的設備改良工事でございます。

工事場所は、蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

契約金額は、消費税を含んだ金額で113億3,000万円。

契約の相手方は、東京都港区芝浦 3 丁目 9 番 1 号、株式会社タクマ東京支社、支社長、田邊靖でございます。

工期につきましては、組合議会の議決後締結する本契約において定める日から令和11年12月28日まででございます。

恐れ入りますが、資料 1 をご覧ください。本工事に係る工事請負仮契約書でございますが、8、その他特定条件の欄に、この契約は蓮田白岡衛生組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た後、本契約としての効力を生ずるものとする条件が付されておりますように、本議会での可決を得た後に本契約締結の運びとなっております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。入札経過及び結果表でございます。本工事の事業者選定に当たりましては、手続の透明性、客観性及び競争性を確保するとともに、施工能力に欠ける事業者が落札し、公共事業の質が低下するリスクを避けるため、同規模工事の契約実績や経営状況などの入札参加要件を設定した条件付一般競争入札として実施したところでございます。去る令和 8 年 5

月26日に入札を執行しましたところ、1者からの応札があり、株式会社タクマ東京支社が落札したものでございます。なお、落札率は99.1%でございます。

次に、資料3をご覧ください。本工事の概要につきましてご説明させていただきます。1の事業の概要でございますが、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事は、令和31年度まで20年間の延命化を図ることを目的として、施設の老朽化状況等を総合的に勘案し、省エネルギー化及び3%以上のCO₂削減などを目標とする性能水準の達成に必要な設備等について更新工事を行うものでございます。ごみ焼却施設の竣工は平成7年2月28日、設計施工は株式会社タクマでございます。処理能力は、24時間で90トン処理可能な炉が3炉ございまして、合計270トンの処理能力を有しておりますが、平成29年1月から1号炉につきましては休止しております。

次に、2、主な工程につきましては、資料の4を併せてご覧ください。本工事の実施に当たっては、可燃ごみの処理に影響が生じないように、ごみの受入れと焼却処理を継続しながらの施工とするため、2炉ある焼却炉のうち1炉ずつ整備を実施するものでございますが、共通で使用する機器類を整備する期間においては、2週間程度の休炉が複数回予定されております。

主な工程といたしましては、令和8年7月から基本設計、実施設計及び仮設工事等に着手し、12月からは機材搬入用のクレーンの設置等を行う予定でございます。令和9年4月から10年7月にかけて、現在休止中の1号炉の更新工事を実施し、同年8月から11年12月にかけて2号炉の更新工事を予定しております。3号炉につきましては、11年9月に閉止工事を実施した後休止とし、基幹的設備改良工事竣工後には1号炉及び2号炉の2炉体制で運転してまいります。

最後に、3、主な工事内容につきましては、資料5を併せてご覧ください。基幹的設備改良工事の断面図・系統図に設備の系統をお示ししたものでございまして、プラント設備の大部分の更新、一部の設備につきましては新設等を実施するものでございます。主なものを申し上げますと、受入れ供給設備では、ごみ収集車が直接ごみを投入するためのごみ投入扉や、ごみをつかむためのごみクレーン、焼却設備ではごみを移動させながら焼却するための燃焼ストーカ焼却炉本体のフレーム及びケーシング等、排ガス・通風設備では、有害ガスを除去するためのバグフィルター、バグフィルターに入る前の排ガスの温度を冷却するための設備として、新たにガス減温器を新設するなどの工事を実施する計画でございます。

また、建築設備につきましては、機材を搬入するための屋根の開口、機器類設置のための基礎工事及び工場棟内の照明についてLED化などを予定しております。また、当該基幹的設備改良工事は20年間の延命化を図るとともに、最新設備の導入による省エネルギー化及び二酸化炭素排出量の削減に資するものでございまして、経費削減に努めながら、ストックマネジメントの考えに基づき、今後も蓮田市及び白岡市の生活環境保全のため、安定かつ適正なごみ処理を行ってまいります。

以上で簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第7号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、近藤議員。

○6番 近藤純枝議員 大変説明ありがとうございました。ここまでの職員の皆様のご尽力、ご準備いただいたという、長年にわたりましてのご尽力にはまず感謝を申し上げたいと思います。

ここで、今回の基幹的設備工事、基幹改良工事が国からの交付金、それから地方債及び施設整備基金を活用して事業を実施するとのご説明がございましたが、契約金が確定したということに伴う財源についてお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒須大一郎議長 安野庶務課長。

○安野敏幸庶務課長兼会計室長 国からの循環型社会形成推進交付金や地方債の活用に当たりましては、基幹的設備改良工事及び当該工事に係る施工監理業務委託を合わせて交付対象や起債の対象となっていることから、先般令和8年6月10日に契約締結いたしました施工監理業務委託の契約金額を合算した金額で財源をお示しさせていただきます。

最初に、事業費について申し上げます。基幹改良工事の契約金額113億3,000万円と、施工監理業務委託の契約金額7,579万円を合わせた総事業費は114億579万円でございます。

次に、財源の内訳につきまして申し上げます。最初に、国からの交付金でございますが、23億5,325万4,000円、次に地方債といたしまして、国の財政融資資金は74億9,510万円、埼玉県のみと創造貸付金は10億9,860万円、合わせまして地方債の合計は85億9,370万円でございます。

最後に、施設整備基金を含めた一般財源は4億5,883万6,000円と計画しております。また、基金の充当額でございますが、4億5,500万円を予定しております。

なお、今回お示しました財源につきましては、基幹的設備改良工事の入札時に提出されました提案設計図書の内容に基づく計画でございます。本契約後に施工業者が行う実施設計の中で総額に変更はございませんが、年度別の内訳や交付対象事業費及び交付対象外事業費の内訳を示した工事内訳書を提出させることとしておりますので、財源の内訳に変更が生じる場合があることをご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

近藤議員。

○6番 近藤純枝議員 ご説明ありがとうございました。大変な巨額な予算が講じられているということが分かりました。

それでは、ちょっと気になったといいいましょくか、地方債の合計が85億9,370万円でございますというふうにお答えがありまして、最後にお話がありました施設整備基金を含めて一般財源が4億5,883万6,000円と計画しておりますとお答えいただきましたが、地方債の返済はいつから、両市どのぐらいで何年間で予定しているのか、お答えいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○黒須大一郎議長 安野庶務課長。

○安野敏幸庶務課長兼会計室長 本事業に係る地方債につきましては、各年度の借入れごとに据置き期間を設けておりますが、いずれも令和12年度から元利償還を開始する予定としております。

償還期間でございますが、一般廃棄物処理事業債については20年間、ふるさと創造貸付金につきましては17年間で予定しております。令和8年7月時点の利率を基に償還金額を試算いたしますと、令和12年度をピークに年間で約6億2,400万円となりまして、蓮田市分として3億3,000万円、白岡市分として2億9,400万円でございます。この後償還金額は年々減少傾向となります。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 近藤議員。

○6番 近藤純枝議員 ご説明ありがとうございました。多額の予算と多額の支出があるということが分かりました。

それでは、113億円という大きな公共工事になりますが、専門的な工事であるということは分かっているのですが、下請等で地元業者が関与して地元経済が潤うような配慮や取組があるかどうかをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○黒須大一郎議長 中野施設管理課長。

○中野泰孝施設管理課長 蓮田白岡衛生組合建設工事請負約款第7条の2におきまして、下請負人等の選定について規定しております。

その内容といたしましては、受注者が下請契約や工事材料の納入契約を締結する場合には、蓮田市内または白岡市内に本店等を有する者の中から選定するよう努めなければならないと定めております。特殊なプラント設備につきましては専門的な技術が必要となりますが、解体や足場設置などの仮設工事、一部の建築、電気設備改修などにつきましては可能な限り地元業者が活用されるよう、受注者に対しましても働きかけのほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第7号 蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）基幹的設備改良工事請負契約の締結について、
原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時14分

○黒須大一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎副管理者の挨拶

○黒須大一郎議長　ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

藤井副管理者。

○藤井栄一郎副管理者　それでは、黒須議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、視察先が決まったこと、大変よろしかったと思います。皆さんでぜひ勉強してきていただきたい。なかなか管理者、副管理者は行けない日程になっておりますので、大変申し訳ございません。

本日は、令和８年第２回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開催したところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございました。また、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして慎重審議を賜り、原案どおりご同意、ご可決を賜りましたこと、改めて深く御礼を申し上げます。

議員の皆様方のお力添えをいただきながら、今後とも両市の市民の皆様の快適な生活環境の確保を第一に考え、社会経済情勢の変化にも的確に対応し、職員とともに誠心誠意職務に精励し、衛生行政を努めてまいりたい、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○黒須大一郎議長　以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和８年第２回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

以上で散会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午前１０時１５分